

2023年2月17日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳

## 介護保険制度に関する要請書

高齢者の尊厳ある暮らしを守るための施策の推進に心から敬意を表します。

さて、政府におかれましては、2024年4月の介護保険制度改正に向け、社会保障審議会において「介護保険制度の見直しに関する意見」の取りまとめが行われたことと存じます。

自治労は、高齢者の尊厳が守られ、利用者本位の持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護に携わる労働者が安心して働き続けることができるよう、介護保険制度の一層の充実が重要であると認識しています。

こうした立場から、介護保険制度改正に対して以下の通り要請します。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に伴う支援等について

- (1) 介護サービスの利用者が高齢者、とりわけ後期高齢者や基礎疾患を有する者が多いことに鑑み、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ後も、介護サービス事業所内で感染や濃厚接触者が発生した場合の自治体・医療機関との連携について、支援体制を確立すること。
- (2) コロナ禍においても、介護サービスは、介護を必要とする高齢者にとって必要不可欠なものであることから、事業所内の感染クラスター等で一時的に不足する人員の確保などサービス継続に伴う費用について、引き続き支援を行うこと。
- (3) 感染症の影響によるサービスの利用控えに加え、物価高騰による光熱水費・燃料代の上昇により、介護事業所の経営が圧迫されていることから、安定的なサービス提供のための財政支援を行うこと。

## 2. 保険者機能の強化・支援について

- (1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金による財政的インセンティブについて、地域間格差、要介護認定や保険給付の意図的抑制が生じていないか十分検証を行うとともに、調整交付金を財源として活用しないこと。
- (2) 介護サービスの充実を進めるためには、市区町村の財源、人材の拡充が不可欠であることから、支援の強化を行うこと。とりわけ、介護保険制度及び地域包括ケアの要である地域包括支援センターについて、業務のひっ迫が常態化していることから、機能維持・人員増のための財源を確保すること。

## 3. 訪問介護・通所介護について

- (1) 要介護1・2の介護給付である訪問介護、通所介護サービスを地域支援事業に移行しないこと。
- (2) 複数の在宅サービスを組み合わせて提供する複合型サービスの種類の創設について、人材確保や任用要件など現場に混乱が生じないよう措置を講じること。

## 4. 居宅介護支援にかかる利用者負担について

ケアマネジメントの公平性・中立性を維持する観点からも、居宅介護支援にかかる介護報酬については、これまで通り10割保険給付を継続すること。

## 5. 介護人材の確保と離職防止について

- (1) 「令和3年賃金構造基本調査」に基づき老健局が作成した資料によると、介護従事者の賃金は全産業平均と比べて月額約7万円の格差があることから、介護産業全体の底上げのため次期介護報酬改定においてはプラス改定を行うこと。加えて、今般の物価高騰における介護従事者の離職防止のため物価上昇率を超える臨時の介護報酬改定を行うこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ加算を充実させ、加算制度の一本化にむけ、介護支援専門員をはじめとした処遇改善加算の対象とならない職種、介護サービスに対する拡充を行うこと。なお、3加算について、さらなる申請事務の簡素化を図ること。
- (3) 入国制限緩和による受け入れ再開に伴い、在留資格「特定技能1号」や外国人技能実習生の実習環境、外国人労働者の勤務労働条件、さらには地域社会との共生といったさまざまな課題について、実態の把握・検証と解決策を講じること。

- (4) 介護等業務の負担軽減にむけた取り組みをさらに促進し、安全・安心なサービスを提供すること。また、介護現場における介護ロボット・ICT 機器等の導入支援にあたっては、導入に伴う人員配置等の基準緩和を行わないこと。

## 6. その他

- (1) 介護保険料の軽減など低所得者対策については、必要な財源を確保し行うこと。また、介護保険料の引き上げ、自己負担割合の見直しについて、介護サービスを利用できなくなり要介護度の悪化を招く恐れもあることから、慎重に検討すること。
- (2) 介護老人福祉施設については、有料老人ホームへの入居が困難な低所得者や、処遇困難ケースの受け皿となるべき施設であるため、必要量の整備を行うよう対策を講ずること。

以上